報告第１号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２７年２月２０日

北本市長　石　津　賢　治

専　決　処　分　書

社会福祉法人等に対する助成の手続を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成２７年１月３０日

北本市長　石　津　賢　治

社会福祉法人等に対する助成の手続を定める条例の一部を改正する条例

第１条　社会福祉法人等に対する助成の手続を定める条例（昭和５３年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第７条第８項」を「第８条第４項」に、「同条第２２項」を「同条第２７項」に改める。

第２条　社会福祉法人等に対する助成の手続を定める条例の一部を次のように改正する。

第１条中「同条第２７項」を「同条第２８項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）附則第１条第６号に掲げる規定の施行の日から施行する。